

○体制加算について

「精神障害者支援体制加算」対象者事業所

当事業所では、令和元年11月1日より、茨城県地域生活支援事業における精神障害者支援の障害者特性と支援技法を学ぶ研修等を修了した者を配置し、精神障害のある方々に対して適切な計画相談等を実施できる体制を整備しています。

研修名：茨城県精神障害者相談支援実務者研修

「行動障害支援体制加算」対象者事業所

当事業所では、令和3年4月1日より、強度行動障害を有する障害児や障害者へ適切な支援をするため専門性の高い支援を実施できる体制を整備しています。

研修名：強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）・（実践研修）

「要医療児者支援体制加算」対象事業所

当事業所では令和4年4月1日より重症心身障害など医療的ケアを要する障害児童や障害者に適切な計画相談等を行えるよう研修を修了した専門的な知識及び支援技術を持つ相談支援専門員を、下記の通り事業所に配置しております。

研修名：医療的ケア児等コーディネーター養成研修

「高次脳機能障害支援体制加算」対象事業所

当事業所では令和6年11月30日より、高次脳機能障害支援養成研修の全過程を修了した相談支援専門員を配置しております。

研修名：高次脳機能障害支援養成研修